別紙１

令和８年度農産物海外市場開拓チャレンジ事業（有機農産物等：米国）
業務委託仕様書

１　目的

本県産有機農産物等について、取扱の拡大及び新たな販路開拓が期待される新市場（米国）において、現地量販店における試食プロモーションの実施など、商流構築に向けた取組を実施する。

２　委託業務名

令和８年度農産物海外市場開拓チャレンジ事業（有機農産物等：米国）業務

３　委託期間

契約締結日から令和９年３月 31 日までとする

４　委託業務の内容

本事業は、本県産農産物の海外市場における認知向上の取組や市場動向の調査等により、販路の拡大を図るため、現地での消費宣伝やマーケット調査等の業務を委託する。

（１）対象国

・米国

（２）事業項目

ア　商流構築

・国内、国外バイヤーとの商談

・現地小売店等でのテスト販売

イ　販売促進

・現地量販店等でのプロモーション

・実施店の選定

・販売促進に効果的なパッケージ、商品説明チラシ、店頭ＰＯＰ等の作成

ウ　その他

なお、本事業の各項目については、契約締結後もなお契約当事者間協議のうえ、必要に応じて適宜修正できるものとする。

（３）年間事業計画書の提出及び実施状況の報告

契約後速やかに、月別の実施内容及び輸出目標額等を記載した年間事業計画書を提出すること。また、県の求めに応じ各月毎に進捗状況及び輸出の実績を報告するとともに、事業完了後においても、事業完了の翌年度から５年間は輸出の実績を報告すること。

（４）業務完了報告書の作成

業務完了後、業務完了報告書（上記事業を記録した写真、動画や作成した資料、また、量販店等から得た販売実績のデータを含む。）を１部提出すること。

ア　提出期限

業務完了後 60 日以内又は令和９年３月 31 日のいずれか早い日までに提出すること。

イ　提出方法

原則として、様式は任意とするが、県との協議により決定すること。なお、紙媒体及び電子媒体を提出すること。

５　委託要件等

（１）受託者について

受託者は、以下のすべてを満たす者とする

・対象国へ本県産農産物を輸出するルートが確立されている輸出事業者等

・事業内容について産地の合意が得られていること

（２）再委託の制限

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

（３）事業の実施

実施にあたっては、関係法令等、委託契約書及びこの仕様書を遵守するとともに、委託者と常に密な連絡を取り、その指示に従うものとする。

事業費は試食宣伝の人件費、試食用品等に充てるものとし、廉価販売のために補填することはできないものとする。

（４）疑義

本仕様書において、明示なき事項又は疑義が生じた場合、その都度委託者と協議し、その指示に従うものとする。

（５）秘密保持

受託者及び受託者が事業実施のため雇用した者は、正当な理由がなく業務上知り得た情報を第三者に漏洩したり、公言したりしてはならない。

（６）知的財産権の取扱

この事業により生じた特許権等の知的財産権は県に帰属する。

（７）成果品の帰属

成果品の所有権は、すべて県に帰属するものとし、県の承諾を得ずして公表、貸与、使用してはならない。

以上